

大江戸線延伸の事業化に向けた調査業務支援委託  
プロポーザル実施要領

令和7年9月

練馬区 都市整備部 大江戸線延伸推進課

## 1 目的

本要領は、「大江戸線延伸の事業化に向けた調査業務支援委託」についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行う公募型プロポーザル方式で実施するにあたり、必要な事項を定めるものである。

## 2 業務概要

### (1) 件名

大江戸線延伸の事業化に向けた調査業務支援委託

### (2) 期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

### (3) 対象区域

大江戸線延伸地域（約780ha）（別添1のとおり）

### (4) 令和7年度（2025年度）概算経費

5,918,000円（消費税含む）

※概算経費を超えた見積価格の提案は失格とする。

※本件経費については、補正予算の審議前のため、金額が変動する可能性がある。また、令和7年（2025年）第三回練馬区議会定例会において予算が成立し、配当された時に効力を生じるものとする。

### (5) 契約について

本プロポーザルは、令和8年度末までの業務を見越した大江戸線延伸の事業化に向けた調査業務支援委託に関する企画提案書等の評価を行い、令和7年度（2025年度）の契約優先候補者を選定するものである。

なお、委託契約は単年度ごとに行い、成績評価を行った結果、良好であると判断された場合、最長3年（更新2回）の随意契約を行うことがある。

## 3 大江戸線延伸の現状とまちづくりの経過

### 3-1 大江戸線延伸の現状

大江戸線の延伸（光が丘から大泉学園町方面）について、東京都は、平成27年7月「広域交通ネットワーク計画について」を取りまとめ、優先的に検討すべき路線に選定した。また、平成28年4月に国の諮問機関である交通政策審議会の答申として「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」が示され、大江戸線の延伸（光が丘～大泉学園町）は「進めるべき」6つのプロジェクトの1つに選ばれた。令和7年3月に東京都が公表した「2050 東京戦略－東京もっとよくなる－」においても、大江戸線の延伸について、「関係者と事業化について協議・調整を進める」と位置付けられている。

東京都が令和5年3月に設置した「大江戸線延伸にかかる庁内検討プロジェクトチーム」では、事業化に当たっての課題とその解決の方向性について検討し、本年3月までの検討では、区の財政負担と鉄道施設整備への協力を行うなどの一定条件のもと試算したところ、課題であった収支採算性が確保できる見込みの検討過程が得られたとしている。

### 3-2 まちづくりの経過

区はこれまで、大江戸線延伸の導入空間となる補助 230 号線沿道において、すべての地区で地区計画の決定と用途地域の変更を行い、沿道にふさわしく、地域の発展につながる土地利用の誘導を進めている。

## 4 提案内容と委託内容

### 4-1 提案内容（令和 7～8 年度で求めている企画提案書の概要）

本業務は、大江戸線の延伸後のまちの姿を示すため、これまでのまちづくり等の経過に加え、駅前空間の整備内容等の新たな要素を取り入れた「大江戸線延伸－沿線まちづくりデザイナー」を策定することを目的とする。

令和 8 年 10 月の策定に向けて、策定支援を行うとともに、地域住民等との合意形成活動を通じて、地域住民等の意見やニーズを反映したまちづくりを推進する。

また、「大江戸線延伸－沿線まちづくりデザイナー」は、今後の関連計画の基礎資料や各新駅のまちづくり事業を実施するうえでの指針として活用する。

提案内容は、区が想定する令和 7 年度から令和 8 年度までの委託内容（案）（別添 2）を基本に、下記事項について、具体的な提案や自由な発想による効果的、効率的な提案とすること。

#### (1) アンケート

アンケート調査を通じて得られる区民の多様な声を「大江戸線延伸－沿線まちづくりデザイナー」に的確に反映させるため、具体的な設問の内容や構成、表現方法を提案（駅前空間の具体化に向けた駅へのアクセス道路、駅前広場、駅出入口口等、駅開業を見据えた新たな要素に対する意向把握が必要）

#### (2) 策定の進め方（オープンハウスの運営等）

令和 8 年 10 月の「大江戸線延伸－沿線まちづくりデザイナー」策定に向けて、地域住民等の意見を反映するとともに、各回の検討が積み上がる形式とするオープンハウスの構成・運営を提案

また、オープンハウスに加えて、地域住民等の多様な意見を効果的・効率的に収集・反映するための手法がある場合は、その手法も併せて提案

#### (3) 策定の進め方（オープンハウスのテーマ）

「大江戸線延伸－沿線まちづくりデザイナー」策定に向けた、オープンハウスにおける各回のテーマや到達点を提案

#### (4) 「大江戸線延伸－沿線まちづくりデザイナー」の作成

「大江戸線延伸－沿線まちづくりデザイナー」では、本業務の検討経過を踏まえ、ゾーニング図やイメージパース図等を活用して、機能や空間イメージを地域住民等にわかりやすく伝えるための構成や表現方法について提案

また、「大江戸線延伸－沿線まちづくりデザイナー」策定後、その内容を誰にでもわかりやすく周知するためのデジタルコンテンツおよびコンテンツの構成を提案

#### (5) スケジュール（検討ステップ）

委託内容（案）（別添 2）のスケジュール（予定）をベースにコントロールポイントを意

識し、各項目の検討ステップを提案

#### 4-2 委託内容の決定

プロポーザル後、選定された業者の企画提案をもとに、区と受託者間の協議により業務内容の詳細についての仕様書を作成し、決定する。

### 5 参加資格および欠格事項

#### 5-1 参加資格

つぎの条件をすべて満たすこと。

- (1) 練馬区における競争入札参加資格を有していること。
- (2) 他の自治体でまちづくり推進業務支援委託または同種の業務実績があること。
- (3) 主任技術者は、本業務の履行にあたり、技術士（業務に該当する部門・科目）の資格保有者であり、まちづくり推進業務の経験を有していること。

#### 5-2 欠格事項

つぎのいずれかの事項に該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年4月1日練総経発第394号）第2条に定める指名停止期間中である者。
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成22年8月2日22練総経第335号）による入札参加除外措置期間中である者。
- (4) 法人の場合は、法人事業税（地方法人特別税を含む）、法人税、消費税および地方消費税を滞納している者。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者。

### 6 選定方法

#### 6-1 日程（予定）

募集要領等の公表	令和7年9月19日（金）～令和7年10月20日（月）
参加申込書受付期間	令和7年9月19日（金）～令和7年10月20日（月）
質問受付期間	令和7年9月19日（金）～令和7年10月3日（金）
質問に関する回答（HPに掲載）	令和7年10月9日（木）
企画提案書等提出書類の受付期間	令和7年9月19日（金）～令和7年10月20日（月）
参加辞退届提出期限	令和7年10月20日（月）
一次審査結果発送	令和7年11月4日（火）

二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和7年11月18日（火）
二次審査結果発送	令和7年11月25日（火）

## 6-2 応募方法（参加申込書の提出）

参加を希望する事業者は、参加申込書（様式第1号）および東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格受付票の写し（裏面印鑑証明部分を含む。）を以下のとおり提出すること。

※プロポーザル実施要領および参加申込書の書式は、下記のホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/machi/kakuchiiki/oedo/index.html>

- (1) 受付期間 令和7年9月19日（金）～令和7年10月20日（月）の午前9時から午後5時まで。  
ただし、土曜日、日曜日、祝休日および平日の正午から午後1時を除く。
- (2) 提出書類
  - ・参加申込書（様式第1号）（1部）
  - ・東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格受付票の写し（裏面印鑑証明部分を含む。）（1部）
- (3) 提出方法 提出書類を下記提出場所へ持参すること。（郵送不可）
- (4) 提出場所 練馬区役所本庁舎16階 4番窓口  
都市整備部 大江戸線延伸推進課 大江戸線延伸推進担当係  
電話：03-5984-1584（直通）

## 6-3 企画提案書等の提出

参加申込書を提出した事業者は、企画提案書等の提出書類を以下のとおり提出すること。  
なお、提出方法および提出場所は応募方法と同様とする。

- (1) 受付期間 令和7年9月19日（金）～令和7年10月20日（月）の午前9時から午後5時まで。  
ただし、土曜日、日曜日、祝休日を除くおよび平日の正午から午後1時を除く。
- (2) 提出書類 つぎの書類を提出すること。

提出書類		提出部数
関する書類 事業提案に	企画提案書（2ヵ年分、表紙を含めA4用紙両面4枚以内、文字は11ポイント以上とする。）	9部
	会社実績調書（様式第2号）	9部
	業務実施体制（様式第3号）	9部
	主任技術者および担当技術者の経歴等 （様式第4-1号、第4-2号）	9部
	配置予定技術者の資格が確認できる書類	1部
	雇用関係が確認できる書類 （健康保険被保険証または住民税特別徴収税通知の写しなど）	1部
	業務工程表（2ヵ年分、様式第5号）	9部

	情報セキュリティに関する調査票（様式第6号）	9部
	見積書（2ヵ年分）	9部
法人の資格等に 関する書類	会社組織図	9部
	会社概要	9部
	東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格受付票の写し （裏面印鑑証明部分を含む。）	1部
	直近の決算に係る財務諸表	1部
	登記簿謄本等、区内に本店を有することを証する公的な書類 ※該当する者のみ	1部
	地域や社会への貢献を行っていることが確認できる書類 ※該当する者のみ	1部
	区民雇用の促進や区内事業者を活用していることが確認できる書類 ※該当する者のみ	1部

(3) 企画提案書等の差し替えおよび再提出

受付期間後の企画提案書・参加申込書等の差し替えおよび再提出は認めない。

#### 6-4 質問について

募集に関する質問は質問票（様式第7号）に内容を簡潔に記入の上、以下の内容で行うこと。

(1) 質問期間 令和7年9月19日(金)～令和7年10月3日(金) 午後5時まで

(2) 質問方法 電子メール

(3) 担当部署 練馬区 都市整備部 大江戸線延伸推進課 大江戸線延伸推進担当係  
(担当) 乗田・山本・森

電話 03-5984-1584(直通) メール ENSHIN@city.nerima.tokyo.jp

(4) 回答方法 令和7年10月9日(木)から、質問者名を伏せたうえで、質問と回答を練馬区公式ホームページにて公開する。なお、貸与資料に関する質問については、内容により電子メールでの回答とする。

#### 6-5 参加の辞退

参加申込書または企画提案書等を提出した者について、参加を辞退する場合は、令和7年10月20日(月)午後5時までに参加辞退届（様式第8号）を提出する。

#### 6-6 一次審査

参加資格を満たす者について、選考書類および提出物の審査を行う。合計点の高い順に3者程度を一次審査通過とする。審査結果は令和7年11月4日(火)（予定）までに書面により発送する。

#### 6-7 二次審査

一次審査を通過した者については、令和7年11月18日(火)（予定）に、企画提案書等の内容および提案内容について、プレゼンテーション、ヒアリングを行う。区の求める水準以上の提案を

行った事業者の中で、評価が最も高い者を契約優先候補者とする。

(1) 選考時間

1者あたり35分（プレゼンテーション20分、ヒアリング15分）とする。

(2) 説明者

本業務を受注したときに主な担当となる者とし、会場に入れる者を3名以内とする。  
（JVの場合は4名以内とする。）

(3) 説明内容・説明方法

- ア 企画提案書の内容のプレゼンテーションを行うこと。
- イ プレゼンテーション時に新たな資料を配付することは不可とする。
- ウ パワーポイント等スクリーンに映してプレゼンテーションを行うことは可とする。その際、スクリーン・プロジェクター・HDMIケーブルは区で用意するが、その他必要な機器（パソコン）等は提案事業者が用意する。
- エ プレゼンテーション時に使用するパワーポイント等の内容は、提出した企画提案書と同様の内容とすること。

(4) 審査結果

令和7年11月25日（火）（予定）までに書面により発送する。

## 6-8 説明会

本案件について、説明会は開催しない。

## 6-9 評価項目

評価項目については下表のとおり。

(1) 一次審査

評価項目	評価基準
会社実績	・ 同業務の実績
実施体制	・ 業務の専任制 ・ 技術者資格 ・ 要員配置の妥当性 ・ 主任技術者、担当技術者の同種業務の経験年数および実績
企画提案	・ 業務理解度 ・ 提案の実現性 ・ 工程計画の的確性 ・ 提案的確度 ・ 住民参画 ・ 資料作成能力
その他	・ 区内業者であること ・ 区民雇用の促進・区内事業者の活用 ・ 見積価格 ・ 情報セキュリティ

## (2) 二次審査

評価項目	評価の視点	
※会社実績、実施体制、その他は一次審査と同内容		
受託への 意欲・熱意	・ 積極性、前向きな姿勢	
企画提案	・ 業務理解度 ・ 提案の実現性 ・ 工程計画の的確性	・ 提案的確度 ・ 住民参画 ・ 資料作成能力
担当者評価	・ 担当者の専門性、技術力	
プレゼンテー ションおよび ヒアリング	・ 説明・説得技量 ・ 回答の的確性 ・ コミュニケーション能力	

## 7 貸与資料および閲覧資料

### 7-1 資料の貸与

以下の資料を参加申込書類提出時に貸与する。また、貸与されるすべての資料は企画提案書作成の目的以外での使用を禁止し、企画提案書または参加辞退届提出時（令和7年10月20日（月）午後5時まで）に、必ず返却およびデータを消去すること。

#### 【事業に関する資料】

- ・ 大江戸線延伸のパンフレット
- ・ まちづくりだより
- ・ 委託成果品
- ・ まちの将来像

### 7-2 資料の閲覧（当区HP掲載資料）

#### ○大江戸線延伸地域のまちづくり

- ・ 都営大江戸線の延伸について
- ・ 大江戸線延伸地域のまちづくり等

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/machi/kakuchiiki/oedo/index.html>

#### ○計画・報告・方針

- ・ グランドデザイン構想、第3次みどりの風吹くまちビジョン（練馬区版総合戦略）等

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/sougoukeikaku/index.html>

#### ○統計・調査

- ・ 練馬区統計書、世帯と人口等

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/tokei/index.html>

○まちづくり・都市計画

- ・都市計画図（用途地域等・都市施設等）、まちづくり条例、都市計画マスタープラン等  
<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/machi/index.html>

○区政情報

- ・区政の様々な情報  
<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/index.html>

## 8 契約優先候補者との協議

- (1) 選定終了後、契約優先候補者と区の協議により、委託内容を決定する。
- (2) 契約優先候補者が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のことを新たに契約優先候補者として選定することができる。

## 9 情報公開、個人情報の保護・管理および情報セキュリティの確保について

本件については、「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」に基づき公開する。また、個人情報の保護・管理および情報セキュリティ水準の確保については、「情報の保護および管理に関する特記事項」による。

## 10 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (4) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- (6) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (8) 本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
- (9) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

## 11 問合せ先・担当

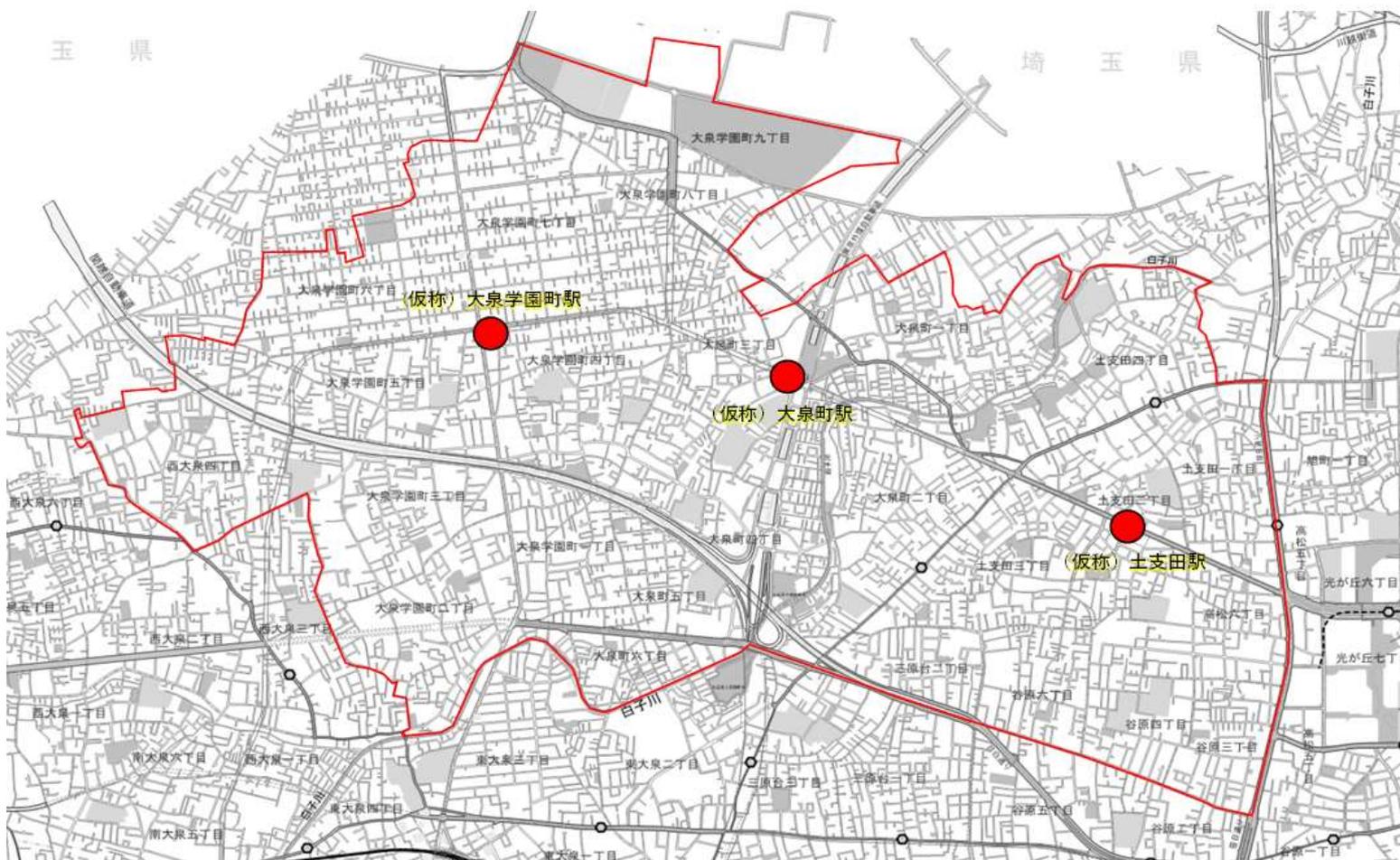
練馬区 都市整備部 大江戸線延伸推進課 大江戸線延伸推進担当係  
(担当)乗田、山本、森

〒176-8501 練馬区豊玉北六丁目12番1号 練馬区役所本庁舎16階 4番窓口

電話：03-5984-1584（直通） Mail：ENSHIN@city.nerima.tokyo.jp

対象区域

大江戸線延伸地域 (約 780ha)



## 委託内容（案）

### 【令和7年度の業務内容】

#### 1 沿線まちづくり成果の整理

大江戸線沿線および各駅（土支田駅、大泉町駅、大泉学園町駅）のこれまでのまちづくり成果を整理すること。なお、これまでの経過を年表にまとめ、それぞれの経緯についても整理すること。

#### 2 アンケート調査の実施

新駅開業を見据え、駅前空間の具体化に向けた駅へのアクセス道路、駅前広場、駅出入口口等の新たな要素に対して、地域住民等の意向把握し「大江戸線延伸－沿線まちづくりデザイナー」に的確に反映させるため、アンケートの作成・実施・結果の集計・分析・とりまとめを行う。

##### (1) アンケート調査（紙面）

大江戸線延伸地域に居住する18歳以上を対象とし、無作為に3,000人抽出し、アンケートを実施する。（アンケート票の発送・回収含む）

##### (2) アンケート調査（Web）

LoGoフォーム等により、対象者を限定せずアンケートを実施する。

### 【令和8年度の業務内容】

#### 1 オープンハウス等の開催支援

##### (1) オープンハウス等開催の企画、運営

オープンハウス等を円滑かつ効率的に開催するための企画、立案や必要な資料（パネル含む）作成、運営等に関する業務を行う。なお、必要な資料作成等については、区と協議のうえ、決定すること。

##### (2) 開催頻度

- ・ 3会場（新駅予定地周辺3箇所）で各4回開催（各回、平日または土・日曜日の1回開催とし、各会場で1回以上は土・日曜日の開催とする）
- ・ 合計開催回数：12回（3会場 × 4回 × 1日）

##### (3) 説明動画の作成

オープンハウスで使用するパネルの内容について、各回の音声付説明動画を作成すること。

#### 2 「大江戸線延伸－沿線まちづくりデザイナー」の策定支援

##### (1) まちづくりデザイン案の検討

令和7年度の検討成果およびオープンハウス等での内容を踏まえたうえで、以下の項目について検討を行う。

ア 沿線全体で目指す姿（コンセプト・方針）

イ 各駅周辺の目指す姿（コンセプト・方針）

※ゾーニング図（駅周辺の土地利用・機能配置）、イメージパース（全体・機能を示すポイントの複数枚）の作成

ウ まちづくりの実現に向けて（方策、今後の進め方等）

なお、（仮称）大泉町駅では、「（仮称）大泉町駅予定地周辺まちづくり推進業務支援委託」において、駅周辺の将来像の検討や協議会の運営が進められている。また、（仮称）大泉学園町駅では、「（仮称）大泉学園町駅予定地周辺まちづくり推進業務支援委託」において、新駅周辺の新しい拠点整備の実現に向けた共同化等の検討が進められている。このため、これらの検討等との整合が取れたまちづくりデザイン案の検討を行うこと。

